

平成 22 年度 第 2 回まちづくり政策審議会 議事要旨

日 時：平成 22 年 10 月 26 日（火）13：30～14：30

場 所：ひょうご共済会館 5 階 ツツジ

出席委員：11 名

議 事：福祉のまちづくり条例の改正の基本的な考え方について

会議の概要

パブリックコメントの実施を踏まえ、福祉のまちづくり検討小委員会における検討状況について、根本副会長から報告があった後、各委員による意見交換が行われた。

答申案については、概ね了承された。

最終の修正内容について、会長、副会長と事務局の調整へ一任することとなった。

主な意見は次のとおり。

答申内容についてのご意見

- ・ 「成熟社会のまちづくり」という表現は適切だとは思いますが、「成熟社会のまちづくりとして」ではなく、「成熟社会のまちづくりに向けて」に修正した方がよい。また、「成熟社会のまちづくり」の意味を正確に理解しておく必要がある。注釈をつけるなど、わかりやすくしておいた方がよい。
- ・ パブリックコメント等を受けて、「外出しやすいまち」を「安心して外出できるまち」という表現に直されるのであれば、「高齢者、障害者等がより利用しやすく、移動しやすい・・・」という表現も、同様に直した方がわかりやすい。
- ・ 道路に関して、道路占用物件については対応が不十分である。例えば、車イスの方が商店街を利用しても、動けるスペースがないといったこともある。また、電柱ができた当初はいいが、いろいろな工事が行われた後には歩道の真ん中に立っている事例がある。公共施設も含め、施設の整備にあたっては、ハード整備だけでなく、管理・運営面も含めた総合的なバリアフリー化の一層の推進を図ってほしい。
この条例だけでバリアフリー社会が生まれるのではなく、いろんなものが統合化されて、はじめて生きてくるので、そうした観点で、施策を進めるべき。
- ・ バリアフリー情報公開の対象となる、不特定多数の人が利用する一定規模以上の施設で、「観覧場」とあるが、具体的にどのような施設が対象となるかわかりにくい。例示するなどして、わかりやすくしてほしい。

その他のご意見

- ・ 対象に子どもを追加する点については、いずれは入ってくるかもしれないが、とりあえず入れない状態でスタートして、いろいろ問題が出てくれば、改めて検討すればいい。
- ・ 延べ床面積で線引きする方式では、大きいショッピングモールやスーパーはカバーできるが、例えば、アーケードのある商店街はカバーできない。法令との関係で商店街という文言を追加することは難しいが、ユニバーサル社会づくり推進地区の中で取り組んでいってほしい。
- ・ バリアフリーの情報公開については是非押し進めていただきたい。ただ、他の条例で似た仕組みを導入しようとして、なかなかできなかった経緯もあることから、前者の轍を踏まないようお願いしたい。